

資料 1 消費者物価指数のしくみ

1 消費者物価指数とは何か

[物価指数]

私たちは日常生活で様々な商品（財やサービス）を購入しています。これらの商品の価格は、高くなったり安くなったりいろいろな動きをします。そこで平均的な価格変化、すなわち物価の動きをみるには、たくさんの商品の価格の変化を総合してみる必要があります。

物価というものは、たくさんの商品の価格を総合したものですから、物価そのものを何円という形で表わすことはできません。

そこで、物価の動きは、比較の基準となる時点（基準時）を決めて、その時点の物価に対してどの程度上昇したり下落したりしたかを比率のかたちでみることにします。

このように物価を比率のかたちで表したものを物価指数といいます。

[消費者物価指数]

商品の価格には、生産者が出荷するときの生産者価格、卸売業者が小売店などに販売するときの卸売価格、小売店が消費者に販売するときの小売価格など、商品の流通過程に応じていくつかの段階があります。それぞれの段階ごとに物価をとらえて企業物価指数や消費者物価指数などが作成されています。

消費者物価指数は、小売段階の商品の価格の動きを総合してみるものです。言い換えれば私たちの家庭が日常生活で購入する食料品、衣料品、電気製品などの商品や、授業料、家賃、理髪料などのサービス料金の価格の動きを全体としてまとめて示すものです。消費者物価指数は、CPI（Consumer Price Index）と略称で呼ばれることもあります。

なお、企業物価指数は日本銀行で作成されており、CGPI（Corporate Goods Price Index）と略称で呼ばれています。

2 消費者物価指数の作り方

まず、基準となる時点（基準時）を決めます。現行の消費者物価指数では、2020年の1年間を基準にしています。この基準時に、世帯で実際に購入した商品（財やサービス）全部を買物かごに入れたと考え、その費用を計算しておきます。次に比べる時点（比較時）において、基準時と同じ商品を同じ量だけ買いそろえた時の費用を計算し、両方の費用を比べて比率（指数）の形で表します。

計算の方法は、つぎのとおりです。

$$\text{消費者物価指数} = \frac{\text{比較時の費用}}{\text{基準時の費用}} \times 100$$

3 指数品目の選び方

消費者物価指数を計算するには、買物かごの中にどのような品物を入れるかを決めなければなりません。もちろん、家計で購入する全ての品物を網羅すれば、それに越したことはありません。

せんが、数限りない商品を全てカバーすることは不可能なことです。そこで家計の上で重要な品物を代表として選び、買物かごに入れるわけですが、この選ばれた品物を「指数品目」と呼んでいます。

指数品目には、全国の家計の実態を調べる「家計調査」（国の基幹統計）結果から家計支出上、重要度の高いものを選んでいきます。現行の指数（2020年基準）では2019年及び2020年の家計調査の結果をもとに582品目を選んでいきます。

4 ウエイトの決め方

指数品目として採用した品物の値動きをまとめて指数を作成しますが、それぞれの品物の家計支出上の重要度を考慮する必要があります。例えば、鉛筆が値上がりするよりも米が値上がりする方が生活費に大きく影響します。これは、家計支出額に対して鉛筆が占める割合よりも米が占める割合のほうが高いからです。このような個々の品物の支出額が家計支出額に占める割合を「ウエイト」と呼んでいます。

個々の品物のウエイトを決める方法は、指数品目と同じように家計調査の結果を使って個々の品目ごとに1年間にどれくらい家計から支出したかを調べて、家計支出額に対する割合を計算するものです。

ウエイトは、一般の指数品目については年間を通じて同じですが、魚・野菜・果物のように季節によって出回りや支出する割合が著しく違う品目については、月によってウエイトが変化するように決めています。

5 価格調査

消費者物価指数では、消費者が実際に購入している価格、すなわち末端の小売での販売価格を国の基幹統計の一つである「小売物価統計調査」によって調査しています。

小売物価統計調査では、全国で約260市町村を抽出して、代表的な小売店を調査店舗に指定し価格を調査しています。

なお、調査店舗及び事業所は、全国で約30,000店、和歌山市では約200店にのぼります。また、民営家賃調査世帯は、全国で約28,000世帯、和歌山市では約240世帯となっています。

6 基準時と基準時価格

基準時は2020年の1年間で、基準時価格は2020年1月から12月までの月平均価格の単純平均です。ただし、生鮮食品については月別ウエイトによる加重平均価格を用います。

なお、消費者物価指数は、西暦年の末尾が0と5の年（2020年、2025年など）を基準時として、5年ごとに改定することになっています。

7 消費者物価指数の公表

消費者物価指数は、毎月19日を含む週の金曜日（平成29年12月公表分までは毎月26日を含む週の金曜日）に総務省統計局が、東京都区部の当月分の速報値と全国の前月分の確報値を公表しています。

和歌山県では、総務省統計局が公表する全国の確報値を用い、和歌山市の消費者物価指数月報をとりまとめ、公表しています。